

令和3年度第1回個人情報保護審議会会議録

1 開催日時

令和4年2月8日（火）午後1時30分から午後3時まで

2 開催場所

三島市役所本館3階 常任委員会室

3 出席者

(1) 審議会委員

高藤会長、石川副会長、住本委員、芹澤委員、永倉委員、原島委員、平井委員

(2) 事務局職員

（広聴文書課）谷村課長、諏訪部課長補佐、倉田主事

(3) 諮問課職員

（地域協働・安全課）岩崎課長、小糸主幹、鵜澤主事

（福祉総務課）高田課長、杉本副主任

（市税収納課）佐藤課長、菅藤主幹

（地域包括ケア推進課）佐野課長、原係長、勝俣保健師

（都市計画課）石田課長

（保険年金課）沼上課長、戸塚係長、小柴主事

4 会議の公開・非公開の別

公開

5 傍聴人

0人

6 審議会の内容

(1) 犯罪被害者等支援事務に伴う思想、信条等の収集に係る諮問について（資料1関係）

諮問事項について地域協働・安全課から説明があった後、次のような質疑応答がされた。

（委員）遺族見舞金と傷病見舞金は並行して支給を受けることはできますか。

（諮問課）傷病見舞金の支給を受けた後、当該犯罪被害者が死亡した場合、遺族見舞金から傷病見舞金を引いた額の支給を受けることができます。

（委員）1つの犯罪被害について、1回の犯罪被害者等見舞金の支給を受けられるのですか。

（諮問課）はい。

（委員）市に提出された犯罪被害届出証明書は何年間保存されますか。

（諮問課）5年間の保存を予定しています。

(委員) 収集する思想、信条等に該当する情報は犯罪被害届出証明書のみですか。また、市が当該犯罪被害について犯罪被害者にヒヤリングすることはありますか。

(諮問課) 収集する思想、信条等に該当する情報は犯罪被害届出証明書のみです。また、ヒヤリングも行いません。

(委員) 犯罪被害者等見舞金の申請は、自己申告で行うのですか。

(諮問課) はい。そのため、申請しない選択肢もあります。

(委員) 提出された犯罪被害届出証明書の保管はどのように行いますか。

(諮問課) 鍵がかかる書類保管用の鉄庫で保管をします。

(委員) 提出された犯罪被害届出証明書を見ることができる職員の範囲は。

(諮問課) 本事務に係る決裁に関係する担当職員から課長までです。

(委員) 犯罪被害届出証明書はどの課に提出されますか。

(諮問課) 地域協働・安全課に直接提出されます。

※ 本諮問については、適当と認める。

- (2) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務に伴う個人情報の外部提供及び新たな個人情報取扱事務の電子計算機処理に係る諮問について（資料 2・3 関係）

諮問事項について福祉総務課から説明があった後、次のような質疑応答がされた。

(委員) 定額給付金事務の際に集めた口座情報等のデータは、既に委託事業者が持っているのですか。

(諮問課) 当該委託業者は三島市の基幹業務の委託を受けている業者のため、既にデータを持っています。

(委員) 市は、給付対象となる世帯数をどのように把握したのですか。

(諮問課) 非課税世帯については、課税データを用いることで世帯数を把握し、家計急変世帯については、令和 2 年度の住民税が課税されたが、令和 3 年度の住民税が課税されていない方の世帯を世帯数として把握しています。

(委員) 委託業者への委託及び電子計算機処理を行うことで、どの程度早期に事務を行えるのですか。

(諮問課) 本事務に係る国の通知から 1 ヶ月半の期間で、最初の給付金の給付まで事務を進めています。なお、周辺市町と比べると、三島市は早期に給付金を支給できる予定です。

※ 本諮問については、適当と認める。

- (3) 市税等の収納管理事務に伴う個人情報の外部提供について（資料 4 関係）

諮問事項について市税収納課から説明があった後、次のような質疑応答がされた。

(委員) AI-OCR を用いた事務は今後増えていきますか。

(諮問課) 増えていくと思われま。

※ 本諮問については、適当と認める。

- (4) 三島市老人クラブ連合会等補助金関連事務に伴う新たな個人情報取扱事務の電子計算機処理について (資料 5 関係)

諮問事項について地域包括ケア推進課から説明があった後、次のような質疑応答がされた。

(委員) 事業の参加状況を記録するのはなぜですか。

(諮問課) 事業の案内状を送付するため、事業の参加状況を記録します。

(委員) 事業の参加者の人数に応じて市の補助金の額は変わりますか。

(諮問課) 市の補助金は、事業の参加人数ではなく、単位老人クラブの会員数に応じて変わります。

※ 本諮問については、適当と認める。

- (5) 三島市地域公共交通計画策定調査事務に伴う個人情報の外部提供について (資料 6 関係)

諮問事項について都市計画課から説明があった後、次のような質疑応答がされた。

(委員) 市がアンケートの回答を委託業者に提供すること及び委託業者がアンケートの回答に係る調査報告書を市に提出することについては、本審議会に諮問する必要はありますか。

(諮問課) アンケートの回答には個人を特定する情報が記載されていないので、諮問の必要はありません。

(委員) アンケートを行うことで、どのようなことを知りたいのですか。

(諮問課) 本計画は、少子高齢化が進む中で、公共交通機関の利用環境を整備するために策定します。これに当たり、市民の公共交通機関の利用形態を把握し、本計画の基礎資料とするためにアンケートを行います。

(委員) 交通事業者から利用に係る情報を提供してもらえた場合、アンケートを行う必要はなくなりますか。

(諮問課) 交通事業者からも利用に係る情報を提供してもらう予定ですが、交通事業者への公的負担が必要か精査するためにアンケートを行いたいと考えています。

(委員) 過去に当該アンケートを行ってはいませんか。また、回答率はどれくら

いでしたか。

(諮問課) 5年前にもアンケートを行っています。なお、交通機関の利用状況の調査項目がある市民意識調査の回答率は50%強となっております。

※ 本諮問については、適当と認める。

(6) 三島市国民健康保険特定健診及び静岡県後期高齢者医療広域連合健康診査未受診者対策事務に伴う個人情報の外部提供について(資料7関係)

諮問事項について保険年金課から説明があった後、次のような質疑応答がされた。

(委員) AIを用いた分析結果により受診勧奨通知の内容が変わるということですか。

(諮問課) はい。

(委員) 受診勧奨通知には、当人以外の特定健診の受診結果を統計分析した内容が反映されるのですか。また、未受診であるにもかかわらず、どうして必要な対策傾向がわかるのですか。

(諮問課) 本人が過去に受けた特定健診の結果などを分析した内容のみが反映されます。

(委員) 特定健診の結果などを外部提供することについて、被保険者に本人同意をとっていますか。

(諮問課) 特定健診の結果のデータの利用については、受診券に記載をしていますが、今後はよりわかりやすく標記いたします。

(委員) 本受診勧奨通知を送付した他市町では、受診率はどれくらい上がりましたか。

(諮問課) 業者の説明では平均3.4ポイント上がったとのことでした。

(委員) 他市町も受診勧奨通知を送付するに当たり、特定健診の結果などを委託事業者提供していますか。

(委員) はい。

(諮問課) いきなり受診勧奨通知が送付されて驚かないように、被保険者に対して十分な説明をお願いします。

(委員) はい。受診勧奨通知は以前から送付していますが、文面等が変わりますので、周知を行いたいと思います。

(諮問課) 受診勧奨通知は三島市の名前で送付するのですか。

(委員) 三島市の名前で送付します。

※ 本諮問については、適当と認める。

(7) 個人情報取扱事務の届出に係る報告について(資料8関係)

各実施機関から提出された個人情報取扱事務の届出について事務局からの報告があった。